

シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令（案）新旧対照条文

改	正	案	現	行
			関税・外国為替等審議会令（平成十一年政令第120号）	関税・外国為替等審議会令（平成十一年政令第120号）
(所掌事務)	(所掌事務)	(所掌事務)	(所掌事務)	(所掌事務)
<p>第一条 関税・外国為替等審議会（以下「審議会」といふ。）は、財務省設置法第八条第一項に規定するもののほか、相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十六条、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十八条、緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）第十二条、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第一条、中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税に関する政令（平成十四年政令第百十五号）第九条及びシンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第百十六号）第六条の規定によりその権限に属させられた事項（第六条第一項において「相殺関税等において「相殺関税等に関する事項」といふ。）を処理する。</p>	<p>第一条 関税・外国為替等審議会（以下「審議会」といふ。）は、財務省設置法第八条第一項に規定するもののほか、相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十六条、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十八条、緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）第十二条、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第一条及び中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税に関する政令（平成十四年政令第百十五号）第九条の規定によりその権限に属させられた事項（第六条第一項において「相殺関税等に関する事項」といふ。）を処理する。</p>			